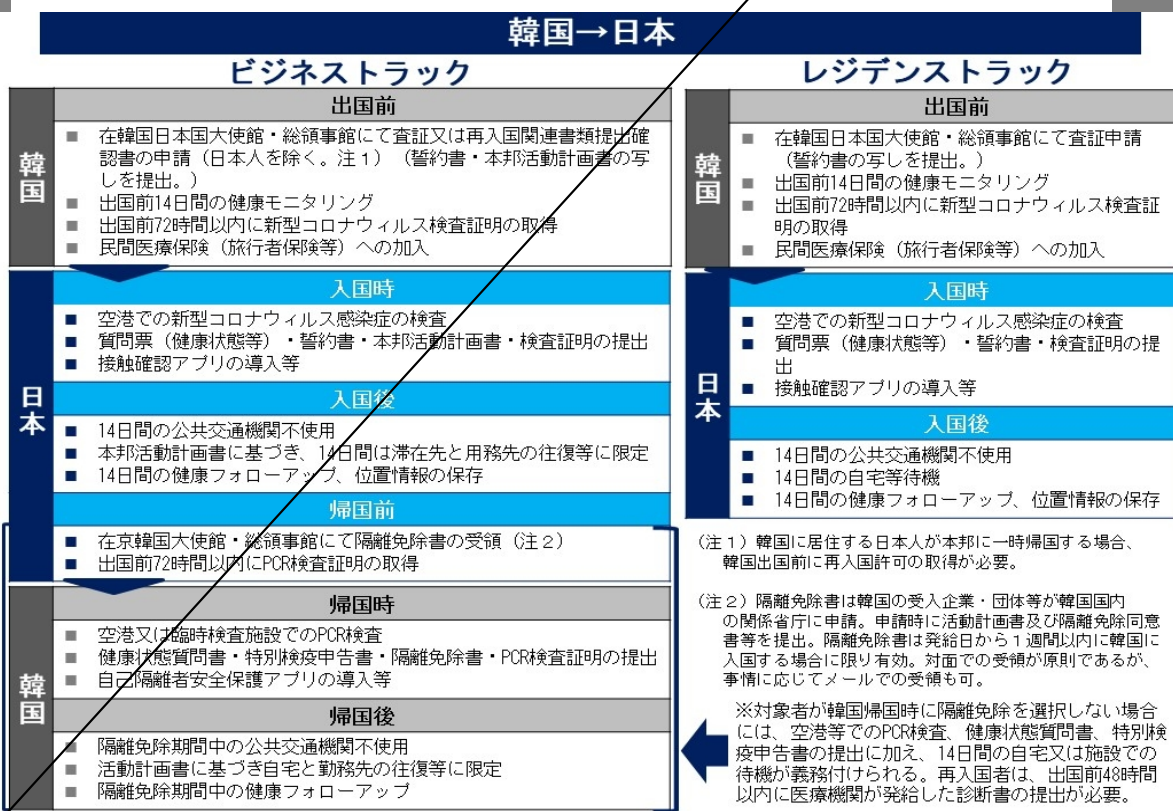
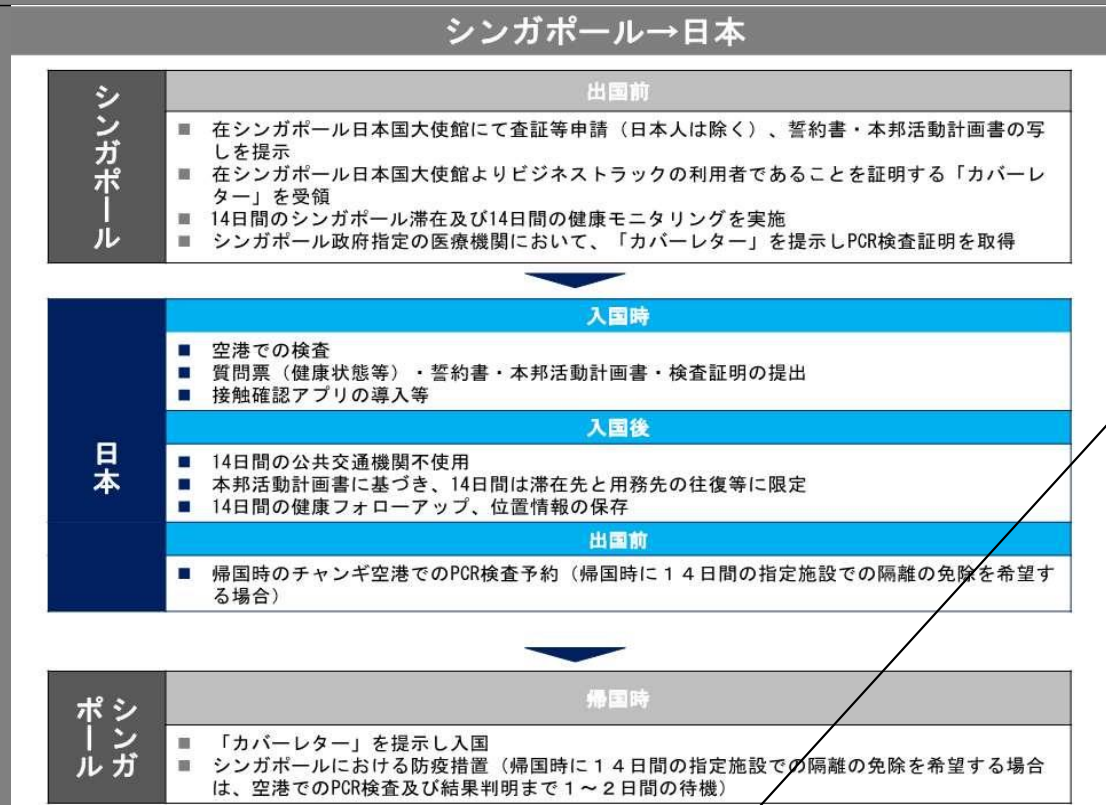


2020年12月26日付政府決定「全世界を対象とした新規入国の一時停止措置」により、ビジネストラック・レジデンス
 ラックを含め、12月28日より2021年1月末まで新規入国は拒否されています。（発給済み査証を所有かつ*感染症レベル2
 からの入国を除く）

* 感染症レベル2：東南アジア/東アジアでは、ブルネイ、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、中国、スリランカ、シンガポール、
 韓国（2021年1月6日現在）

国際的な人の往来再開に向けた段階的処置について（10.7 現在）レジデンスラックとビジネストラックが開始されています。相手国・地域と調整中。
 ビジネストラックの運用が決定された対象国/地域：シンガポール（9/18）、韓国（10/8） 詳細は下記添付ファイルを参照願います。詳細は下記添付ファイルを参照願います。
 詳細は下記添付ファイルを参照願います。



（ビジネストラックを利用する外国人が必要とされる手続き書類例 注）対象国により異なります

有効な査証（上記（ア）の場合）、再入国関連書類提出確認書（上記（イ）の場合）又は（出国前に出入国管理庁より受け取った）受理書（上記（ウ）の場合）

「検査証明」（又はその写し）（出国前72時間以内（注）の検査の結果に基づくもの）

（注）検体採取から搭乗予定航空便の出発時刻までの時間

「誓約書（外国人ビジネストラック）（PDF）別ウィンドウで開く」（9月17日更新）写し2通

「本邦活動計画書（PDF）別ウィンドウで開く」写し2通

「質問票」（入国便の機内において全乗客に配布されます。）

出国前14日間の健康モニタリング

入国時までの民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）への加入

入国後14日間のLINEアプリを通じた健康フォローアップ

接触確認アプリの導入別ウィンドウで開く

帰国後14日間の既存の地図アプリを通じた位置情報の保存

本情報は、2021年1月7日現在、主に外務省ホームページ、法務省ホームページ、及び厚生労働省のホームページから情報を入手しています。その正確性・完全性を保証するものではありません。官公庁ならびに在外公館では、逐次最新情報をメンテナンスしていますので、ご活用になる場合には、必ず政府の最新情報をご確認の上、ご利用願います。これらの情報を利用したことによって、利用者或いは第三者に何らかの損害・トラブル・不利益が発生した場合でも、当財団および作成者は一切の責任を負いかねます。